

NO. 257 2015. 7. 13

連 帯

学校事務職員労働組合神奈川県(がくろう神奈川)

横浜市港北区篠原台町 36-28-602 Tel. 045-434-2114

「加配」ではなく 基礎定数の拡充を！

文科省VS財務省 ― 二〇一五年教職員定数を巡って

財務省と文科省の間で、昨年度来教職員定数を巡ってのバトルが進行中だ。概算要求を経て予算編成の焦点になりそう。文科省の「チーム学校」要求に対して、「政策効果を問う」という立場の財務省―私たち事務職員にはどう関わっていくのか？

財務省―定数合理化計画を出せ！

6月1日財務相の諮問機関・財政制度審議会は、「財政健全化計画等に関する建議」の中で、「(2024年度までに)教職員42,000人削減可能」とし、それに対して6月5日文科省が異例の反論。経済財政諮問会議の論点整理においても、学校統廃合の促進と教員合理化計画の策定が提示(5/26)され、財務省をバックアップする形だ。

「加配」で改善とは言えない
財務省が、今回特に問題に

しているのが「加配定数」。それに対して、複雑多様な今日の課題に「チーム学校」的な定数加配が必要と言う文科省

しかし、「チーム学校」で言う専門スタッフや外部人材登用の前提も非正規労働者やボランティア(有償含む)の活用である。厳しい国・地方の財政状況の中で、いかに効率的に効果を出すか、財務省の文科省の対立も結局のところその競い合いなのではないかと思う。

「民営化」促進に警戒！
地方制度調査会が役所の窓口業務の民間委託化についての方針を示す(6/22)など、公共サービスの民営化の

動きは止まらない。政令市費化等との動きともからみ、教員定数確保のしわ寄せが他職種・事務職員等の合理化や民営化、新たな役割分担に結びつくなら本末転倒。加配ではなく、基礎定数の拡充を！両者の動きに警戒し、定数の抜本的改善を求めよう！

7/4 7者共闘集会 東京の共同実施を 止めよう！

2012年、突然始まった東京の共同実施は「正規職員を減らし人件費の余剰分を非常勤職員を雇用し、拠点校以外の学校には非常勤職員を配置」というもの。ほとんどの事務職員が反

対する中、「十年で全地区」という計画は予定通り進んでいない。7月4日立川で、全ての学校事務職員関連組合7者共闘の集会が開催され、江東区や武蔵村山市など正規事務職員の基本定数を大幅に割り込む「人員削減型」共同実施の実態について報告を受け、実施の動きがある東村山市・立川市・青梅市など多摩地区へのさらなる波及阻止を確認。7者共闘の交渉の中で、都教委が「判断は地教委」と明言したことを受け、当面の取り組みに弾みがつくものとなった。

戦争法案をSTOP! 安倍政権を追い詰めよう

安倍政権はなりふり構わず戦後最長の国会会期延長を行った。法案が参議院で採決されなくても衆議院が2/3で再可決すれば成立という60日ルールを視野に入れたものだ。戦争法案を何が何でも通すため、十分な審議時間を確保するというアリバイ作りだが、「生涯派遣法」「残業代ゼロ法

案」「盗聴法」等の悪法の成立を可能にするものでもある。国会では先の3名の憲法学者に続き、2名の元内閣法制局長官が戦争法案は違憲である、と証言した。沖縄・埼玉で行われた地方公聴会では、与党推薦の参考人までが「慎重審議を」「法案は分かりづらい」と言わざるを得なかった。

安倍親衛隊の議員による会合でマスコミを威圧する暴言が飛び交い、非難にさらされて関係者を「処分」せざるを得なかった。安倍政権の驕りを露わにする出来事だが、言論の自由を矮小化する自民党改憲草案の先取りでもある。各種調査では安倍政権に対する批判の世論が高まっている。学者・文化人そして若者たちも立ち上がった。国会周辺では連日抗議の声が上げられている。今こそ安倍政権を追い詰めよう！

横浜市教委人事異動方針

「新採用者は1年で異動」は あまりにも不当!理不尽!

横浜市で新採用者が一年で異動させられた!!

横浜市教委は、2015年度の異動人事について、「新採用者を複数校に配置するが1年で異動させる」として2014年度新採用38人中33人が異動となりました。

今年度横浜市の事務職員の異動者総数は120人で、新採用者を除く87人中の半数近い39人が初めての異動であり、その人たちは採用後、3年から7年の異動なのです。つまり一方では3年から7年の経験を積んでからの異動なのに、新採用者の大半が1年で異動させられたのです。

これまで「特別の事情(校内結婚等)」以外は3年以内の異動は認めてこなかったのに、何故、今年度から事務職員に限って新採用から1年で異動させられるのでしょうか?

「新採用者は1年で異動」このような異動方針は神奈川県内の他の市町村では聞いたことがありません。地域やその学校の教職員をある程度把握しないと円滑な学校事務は進

みません。一年で「ぶつ切り」にしてしまうという発想は、学校現場で働くものを守るという発想ではありません。異動させられた33人に対し、十分な支援体制をつくらせることは当然ながら、ゆとりを持つて仕事に取り組めるためにも「新採用者は1年で異動!」との市教委方針を撤回させるよう取り組んで行きま



Sさん裁判の現段階

いよいよ大詰め……7月28日横浜地裁へ

Sさんの処分を巡る裁判は、これまで10回の口頭弁論を重ね、双方の主張もおおむね出揃い、山場を迎えつつある。ここで、これまでの裁判を振り返ってみたい。

先ず、争点の第一は、立証責任がどちらにあるか、である。最高裁判例によれば、公務員の処分についてその処分事由の根拠事実が処分者が立証しなければならない、とされる。が、被告市教委側は言を左

陸自演習の見学中止を!

横浜支部・横浜市教委、校長等へ申し入れ

集団的自衛権行使を可能とする安全保障関連法案(戦争法)などきな臭い動きが急である。一方ヘイトスピーチや嫌韓・反中などと排外主義をあおる人々の動きもある。与党などは9条改正に向けて動き出している。

その流れの中で、今横浜市立中山中学校で、とんでもない事態が起こっている。ある

社会科教師が夏季学習として生徒を連れて、8月の陸上自衛隊の東富士演習場の見学会に行こうとしているのだ。当該校の校長も横浜市教委も「問題ない」としている。

「戦争は教室から始まる」と北村小夜さんは言っているが、みなさんはどう考える。横浜の教育が問われている。

右にしてこれを認めようとしていない。何故なら、「勤務実績が不良」という事実を示すことができないでいるから。

当然に、具体的な事実を巡る争いについても、同じことが繰り返される。

例えば、被告は「校長や副校長、支援員等からの度重なる指導や支援を受けながらも同様の行為を繰り返した」と言いながら、その具体的な事実を示すことができないで、た

だそうした記述のある校長の意見書を示すのみである。

また、誤字脱字が多かったと主張するも、持ち出してきた事実というのは、誤字脱字とも言えないような省略や、ちよつとした軽易な誤り。こんなことでいちいち処分されていたならば、処分されない事務職員など見たららないと言うようなことばかりである。

●次回法廷は、7月28日13時30分から、横浜地裁501号法廷。